○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

持越渓流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇番内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和七年内務省告示第二百七十七号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二六二度二〇分五四秒　一〇八九・八四九メートルの地点　一号

標柱一号から二六九度〇分四六秒　四〇・一六八メートルの地点　二号

標柱二号から一七九度一〇分四秒　二四・〇九八メートルの地点　三号

標柱三号から二三〇度四七分五五秒　七九・九九一メートルの地点　四号

標柱四号から二四二度五六分二三秒　一三六・〇五七メートルの地点　五号

標柱五号から三〇〇度〇分三三秒　一七二・四一八メートルの地点　六号

標柱六号から一一度五一分四六秒　三三〇・五六〇メートルの地点　七号

標柱七号から一二八度二〇分五八秒　三八七・八〇〇メートルの地点　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神里川南

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇番内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一一度四七分五〇秒　一〇三五・〇七六メートルの地点　一号

標柱一号から二六九度五三分二四秒　八〇・七一九メートルの地点　二号

標柱二号から二二五度二〇分四六秒　六二・四〇五メートルの地点　三号

標柱三号から三三一度二九分四四秒　一五九・〇九三メートルの地点　四号

標柱四号から二八度二分四五秒　五六・七〇八メートルの地点　五号

標柱五号から一〇二度六分四二秒　四四・四四三メートルの地点　六号

標柱六号から一二七度四九分四四秒　一五四・三〇二メートルの地点　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝坂渓流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇番内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二度四三分四一秒　八二〇・〇五一メートルの地点　一号

標柱一号から八四度三四分三六秒　九九・二四三メートルの地点　二号

標柱二号から六七度三二分三五秒　一五六・四九一メートルの地点　三号

標柱三号から二三〇度四七分五五秒　七九・九九一メートルの地点　四号

標柱四号から二四二度五六分二三秒　一三六・〇五七メートルの地点　五号

標柱五号から三〇〇度〇分三三秒　一七二・四一八メートルの地点　六号

標柱六号から一一度五一分四六秒　三三〇・五六〇メートルの地点　七号

標柱七号から一二八度二〇分五八秒　三八七・八〇〇メートルの地点　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神里川南

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇番内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一一度四七分五〇秒　一〇三五・〇七六メートルの地点　一号

標柱一号から二六九度五三分二四秒　八〇・七一九メートルの地点　二号

標柱二号から二二五度二〇分四六秒　六二・四〇五メートルの地点　三号

標柱三号から三三一度二九分四四秒　一五九・〇九三メートルの地点　四号

標柱四号から二八度二分四五秒　五六・七〇八メートルの地点　五号

標柱五号から一〇二度六分四二秒　四四・四四三メートルの地点　六号

標柱六号から一二七度四九分四四秒　一五四・三〇二メートルの地点　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝坂渓流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字下右田字城山三〇番地二〇番内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二度四三分四一秒　八二〇・〇五一メートルの地点　一号

標柱一号から八四度三四分三六秒　九九・二四三メートルの地点　二号

標柱二号から六七度三二分三五秒　一五六・四九一メートルの地点　三号

標柱三号から一四八度四六分五五秒　六九・八四四メートルの地点　四号

標柱四号から二二九度七分二三秒　八一・四三二メートルの地点　五号

標柱五号から二六四度二〇分一五秒　一五六・二六〇メートルの地点　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字鈴屋字宮ノ久保一〇二三番地四番内四等三角点鈴屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七一度四分三三秒　一三六六・二三四メートルの地点　一号

標柱一号から一五〇度二一分四秒　三五一・五二七メートルの地点　二号

標柱二号から二四五度二八分四〇秒　一八八・五九一メートルの地点　三号

標柱三号から三四四度三五分一一秒　二〇一・七九二メートルの地点　四号

標柱四号から三四三度五四分二秒　一六〇・一九〇メートルの地点　五号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石原1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字鈴屋字宮ノ久保一〇二三番地四番内四等三角点鈴屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第四千六百二号で指定した第二十一号に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一八三度二八分二八秒　一三九八・一〇二メートルの地点　一号

標柱一号から一七一度五一分五四秒　二〇五・七五五メートルの地点　二号

標柱二号から一五七度二九分一三秒　一七四・九一五メートルの地点　三号

標柱三号から二五七度四一分二九秒　一九〇・八一九メートルの地点　四号

標柱四号から三五二度一二分一五秒　一五三・五〇六メートルの地点　五号

標柱五号から三五六度一二分一秒　二三二・五六五メートルの地点　六号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石原南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字鈴屋字宮ノ久保一〇二三番地四番内四等三角点鈴屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一六六三・九六三メートルの地点　一号

標柱一号から一三〇度三分五秒　一二七・一一一メートルの地点　二号

標柱二号から一四四度三分四二秒　一四二・八五一メートルの地点　三号

標柱三号から二四七度五六分五五秒　二一三・八九八メートルの地点　四号

標柱四号から三二八度一九分四〇秒　一六一・三七二メートルの地点　五号

標柱五号から三五七度四七分五八秒　一一六・八三二メートルの地点　六号

○気象庁告示第七号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月五日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第09509号	転倒ます型雨量計の感部ＮＫＣ―500Ｅ	東京都板橋区宮本町35番10号	株式会社池田計器製作所	平成21年9月8日
第09510号	転倒ます型雨量計の感部ＮＫＣ―550Ｅ	東京都板橋区宮本町35番10号	株式会社池田計器製作所	平成21年9月8日